

衆議院法務委員会ニュース

【第 212 回国会】令和 5 年 12 月 1 日（金）、第 5 回の委員会が開かれました。

1 理事の辞任及び補欠選任

- ・理事の辞任を許可し、補欠選任を行いました。

辞任 理事 美延映夫君（維新）

補欠選任 理事 池下卓君（維新）（理事美延映夫君今 1 日理事辞任につきその補欠）

2 特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律案（柴山昌彦君外 5 名提出、衆法第 10 号）

解散命令の請求等に係る宗教法人の財産の保全に関する特別措置法案（西村智奈美君外 7 名提出、衆法第 11 号）

- ・両案について、提出者小倉將信君（自民）、柴山昌彦君（自民）、山下貴司君（自民）、大口善徳君（公明）、西岡秀子君（国民）、山井和則君（立憲）、柚木道義君（立憲）、吉田統彦君（立憲）、阿部司君（維新）及び青柳仁士君（維新）並びに政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）宮路拓馬君（自民）、國重徹君（公明）、鈴木庸介君（立憲）、長妻昭君（立憲）、西村智奈美君（立憲）、池下卓君（維新）、鈴木義弘君（国民）、本村伸子君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

宮路拓馬君（自民）

衆法第 10 号

ア 本案提出の検討経緯及び法案提出者の思い

イ 「東日本大震災の被災者等に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」と比較して進歩した点

ウ 被害者及び裁判に関わる者による本制度の使用を促すための措置

エ 宗教法人の信教の自由を担保するための配慮

國重徹君（公明）

（1）旧統一教会問題

ア 現行制度の下における財務省の被害者救済の取組

イ 財務省に提出される旧統一教会の海外送金に関する報告書の文化庁への情報提供の可否及び外為法における当該制度の保護法益

ウ 上記イの報告書の記載事項

（2）衆法第 10 号

ア 指定宗教法人及び特別指定宗教法人の指定を迅速に行う必要性

イ 被害者の民事保全手続における立担保の援助について本案に明記する必要性

ウ 被害者の円滑かつ迅速な救済の観点からの評価

鈴木庸介君（立憲）

衆法第 11 号

ア 提出者が被害者救済のために包括的な財産保全が必要と考えた経緯及び理由

イ 衆法第 10 号のような財務書類の閲覧に係る規定がない理由及び本案の財産保全制度との併存可

能性

ウ 解散命令請求訴訟の長期化による本案の期限の延長の可能性

エ 本案を2年間の時限立法としている理由

オ 多くの被害者からヒアリングを行ってきた本案提出者の本案への思い及び立法化の必要性についての認識

長妻昭君（立憲）

財産保全の在り方

ア 対象宗教法人の解散命令が決定したときに財産が散逸していた場合における衆法第10号による対応

イ 衆法第10号に包括的な財産保全に関する制度を取り入れるために衆法第10号提出者が必要と考える修正事項

ウ オウム真理教の解散命令請求の場合において仮に衆法第10号が成立していれば財産の散逸が阻止できていた可能性

エ 衆法第10号において対象宗教法人の預金の減少を阻止するための措置

オ 衆法第10号における第三者に移転された預金を取り戻す手段の有無

西村智奈美君（立憲）

（1） 衆法第10号における宗教法人による財産の処分・管理の特例

ア 指定宗教法人及び特別指定宗教法人の指定に要する期間の見込み

イ 財務書類の作成・提出及び閲覧

a 現行法における財務書類の虚偽記載に対する罰則

b 上記aの罰則の見直しを検討した事実の有無

c 財務書類の閲覧が可能となる被害者の要件及びその証明方法

d 献金の際の領収書等がない中で上記cについて疎明する資料の具体例

e 閲覧により通常とは異なる大きな財産の変動があったことが判明した場合に取り得る差押えのための対応

（2） 被害者が民事保全手続において高額の上担保が必要となる場合における法テラスによる費用の立替えの可否

池下卓君（維新）

両法律案の修正協議

ア これまでに2回行われた協議の内容

イ 2回目の協議において被害対策弁護団から出された意見についての両案提出者の認識

ウ 被害者の救済のために両案の長所を補い合って修正を行う必要性

鈴木義弘君（国民）

（1） 財務書類を提出せずに過料に科された宗教法人名を公表する必要性

（2） 3年又は2年の時限立法とされる両案によってマインドコントロールが解けてから救済手続を開始する被害者を救済できる可能性

（3） 衆法第10号の指定宗教法人及び特別指定宗教法人の要件該当性の確認方法

本村伸子君（共産）

- （１） 自由民主党及び立憲民主党の法案提出者における旧統一教会の日本本部から韓国本部への財産移転の可能性に対する認識
- （２） 自由民主党及び立憲民主党の法案提出者における旧統一教会を通常の宗教法人と同様に取り扱うことの妥当性に対する認識
- （３） 衆法第 11 号が会社法の財産保全制度を宗教法人に乱暴に当てはめる法案でないことの確認
- （４） 公明党の法案提出者におけるオウム真理教による財産散逸のような事例の再発防止に向けた思い